

令和7年12月11日

東京都知事  
小池百合子様

東京都社会保険労務士会  
会長 味園 公一



## 要 望 書

私たち社会保険労務士は、『「人を大切にする企業」づくりから「人を大切にする社会」の実現』をコーポレートメッセージとし、労働法・社会保障制度及び人事・労務管理の専門家として、日頃から実務に携わる現場の視点に基づく政策提言を行い、今後も東京都の施策に協力させていただきたく存じます。

知事におかれては、施政方針において中小企業の競争力強化と生産性向上への支援を表明されております。

当会は、従来から進めてきた「働き方改革及び健康経営」をはじめ、「労働条件審査」等の事業を通じ積極的に職場環境改善に取り組み、中小企業の課題に迅速に対応するとともに、従業員のエンゲージメント向上等、ライフ・ワーク・バランスを促進させたいと考えております。

今般、東京都が策定した「2050東京戦略」における柔軟で多様な働き方の推進において、「手取り時間」の創出、従業員の働きがいを高める取組に労働・社会保障諸法令の専門家である社会保険労務士を引き続きご活用いただきますようお願い申し上げます。

## 1 社会保険労務士による労働条件審査の導入について

\* 指定管理者選定の応札条件及び中間審査に「労働条件審査」の導入を

社会保険労務士による「労働条件審査」は、地方自治体が行う公共事業の実施委託を受けた企業について、労働・社会保険諸法令に基づく規程類・帳簿書類の整備状況を確認し、労働条件が確保され、労働者が生き生きと働くことができる職場となっていることを確認するものです。

労働者が安心・安全に働ける職場こそが、業務受託企業が提供する都民サービスの質の向上に繋がります。

東京都におかれましては、約 200 の管理施設について、「東京都指定管理選定等に関する指針」に基づき、外部専門家を含む委員会において指定管理者の選定及びその管理状況の評価が行われているところです。都民のために管理運営されている事業の指定管理者に法令違反があってはなりません。

つきましては、指定管理者選定・更新に際しての応札条件に、社会保険労務士による「労働条件審査」を導入するとともに、当該審査の結果、適正であることを議会への上程条件としていただきたいこと。

また、現状年間 3 件実施している、社会保険労務士による「指定管理者に対する労働条件・労働環境に係る調査」について、継続的かつ効果的な調査を実施するため、調査施設拡大に係る予算措置をお願いいたします。

## 2 学校教育における労働・社会保険等の教育（出前授業）の実施について

\* 「社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」による出前授業の活用を

昨今、雇用に関するミスマッチや深刻な人手不足による労働者の過重労働問題、さらには若者が SNS などで募集される、いわゆる『闇バイト』に誘い込まれ、犠牲者、犯罪者となることが社会問題となっており、労働者にとって自分の身を守るため正しい法律知識の習得が必要であると認識しております。

また、学生の間はあまり意識しない「労働保険・社会保険」が実質的なセーフティネットとしての機能を果たしている点を理解するとともに、将来社会人となったときに必要となる働くことのルール等の知識を高校生のうちから習得しておくことが求められます。

「学校教育における労働・社会保険等の教育の実施」につきましては、令和 2 年 6 月に都議会に請願し、採択いただいております。社会保険労務士による「出前授業」の実施校も増えてきております。

つきましては、「社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」の積極的な活用により社会保険労務士による「出前授業」をより多くの都立高校や特別支援学校において活用していただくこと、特に卒業後すぐに就職する場面が多い工科高校や商業高校での積極的な実施できるよう周知及び予算措置をお願いいたします。

以上